

－人権方針－

① はじめに

富士化学工業及びその関係会社からなる富士化学工業グループ（以下、「富士化学工業グループ」という。）は、「独創的なモノづくりで人々の健康に貢献する」を企業理念として掲げており、病気を治療する医薬品の分野にとどまらず、病気の予防・未病医学の分野を対象に、健康をテーマとする新たな価値創造に挑み続けています。

このような人々の健康に貢献する使命を果たすためには、人権の尊重が不可欠であると考えています。

本方針は富士化学工業グループが事業活動を通じて人権を尊重し、持続可能な社会の実現に貢献することを目的としています。

② 適用範囲

本方針は、全世界の富士化学工業グループの全ての役員と従業員（契約社員・派遣社員を含む）に適用します。

また、富士化学工業グループの全てのステークホルダーに対して、本方針の理解と支持を求め、人権の尊重に努めて頂くよう、働きかけていきます。

③ 国際規範の支持・尊重

富士化学工業グループは、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」をはじめとする国際的な人権基準を尊重し、それに基づいて企業活動を推進します。

④ 法令遵守

富士化学工業グループは、事業活動を行うすべての国や地域において各国・地域の法令を遵守します。当該国の法規制と国際的な人権規範が一致しない場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的な人権規範を最大限尊重する方法を追求します。

⑤ 人権に関する重点課題

富士化学工業グループでは、以下の人権課題を特に重要な社会的責務と認識し、改善・解決に向けて努力します。

- (1) 強制労働・児童労働・人身売買の禁止：富士化学工業グループ内およびそのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身売買を禁止します。
- (2) 差別・ハラスメントの禁止：人種、国籍、性別、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取り扱いやハラスメントを行いません。
- (3) 労働安全衛生：職場における事故、災害や怪我を防止し、職場の安全を確保します。
- (4) 結社の自由と団体交渉権：各国・地域の法令で認められた範囲において、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- (5) 労働時間と賃金：各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。また、従業員とその家族の一定の生活を保障する水準の賃金の支払いを行います。ま

た2030年までに全役職員に生活賃金が支払われることを約束します。

- (6) プライバシーに対する権利：個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、全ての情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。
- (7) サプライチェーンにおける人権課題：富士化学工業グループのみならずサプライチェーンにおける法令遵守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

⑥ 推進体制

富士化学工業グループは、本方針の実行体制を構築し、社長をトップとした経営会議で遵守・実施状況の監督を実施します。

⑦ 人権デューデリジェンス

富士化学工業グループは、企業活動におけるステークホルダーの人権に対する負の影響の有無を特定し、その防止と軽減を図り、これらについての説明責任を果たすために、継続的にデューデリジェンスを行うことを検討していきます。

⑧ 地域社会

富士化学工業グループは地域社会または先住民の生活・固有の文化や歴史を尊重し、人権侵害の加担に繋がることがないように十分に配慮します。

⑨ 救済・是正

富士化学工業グループは事業活動において、人権への負の影響を引き起こした場合、あるいはステークホルダーを通じた関与が明らかになった場合は、適切な手続きを通じてその救済・是正に取り組み、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

⑩ 対話・協議

富士化学工業グループは、本方針を遂行していく上で、関連するステークホルダーと継続的に対話していくことの重要性を認識しています。自社の事業活動が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、適正に対処できるよう積極的にステークホルダーと関係を構築します。

⑪ 教育・研修

富士化学工業グループは、全ての役員と従業員に対して国際的な人権の原則に対する理解を深め人権に関する諸問題に適切に対応できるよう教育・研修を推進します。

⑫ 情報開示

富士化学工業グループは、公正で透明性の高い経営の実現を目指します。影響を受けるステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、人権尊重の取り組みの進捗状況について、適時適切に開示し、社会的な信頼を確保します。

2025年3月1日制定